

学習院女子大学学位規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位について学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定、学習院女子大学学則（以下「本学学則」という。）及び学習院女子大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

学士（日本文化）

学士（国際コミュニケーション）

学士（英語コミュニケーション）

3 修士の学位には、次の専攻分野を付記する。

修士（国際文化交流）

第2章 学 士

(学士の学位)

第3条 本学において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(学士学位授与の時期)

第4条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

第3章 修 士

(修士の学位)

第5条 本学大学院の課程を経た者には、本大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(修士論文又は特定課題研究報告書の提出)

第6条 修士論文又は特定課題研究報告書（以下「修士論文等」という。）は、学位申請書を添え、研究指導教員を経て研究科委員長に提出する。

2 修士論文等の提出は在学中でなければならない。

(修士論文等)

第7条 修士論文等は、主論文1篇又は主報告書1篇とする。ただし、自著の参考論文を添付することができる。

2 修士論文等において使用する言語は、研究科委員会において定める。

(特定課題研究報告書)

第8条 特定課題研究報告書は、「海外特別演習」又は「インターン研修」を履修し、研究指導教員の承諾を得た者のみが提出できる。

2 特定課題研究について必要な事項は、別に定める。

(審査委員)

第9条 修士論文等の審査委員は、次の各号に定めるものとする。

- 一 研究指導教員
 - 二 当該修士論文等の内容に最も近い科目あるいはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授2名以上。ただし研究科委員会は、審査のために適切であると認めるときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができる。
- 2 修士論文等の審査においては、研究指導教員が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が研究指導教員である場合において、審査のため必要があると認めるときは、研究指導教員以外の教授を主査とすることができる。
- 3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院担当教員又は学外の大学院・研究所の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査及び試験)

第10条 審査委員は、修士論文等の審査及び試験を行う。

2 試験は、修士論文等を中心として、これに関連のある分野について口頭により行うものとする。ただし、論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験は行わない。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士論文等の審査及び試験を終えたときは、修士論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、修士の学位を授与するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科委員会委員長は学位論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、修士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を添えることを要しない。

(修士学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位記を授与し、修士の学位を授与できないものと議決された者にはその旨を通知する。

(修士学位授与の時期)

第15条 修士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。ただし、研究科委員会の決定するところにより、3月のみとすることができる。

第4章 学位の名称

(学位の名称)

第16条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、次のように授与された学位に従って学位の種類、専攻分野及び本学名を付記するものとする。

学士（日本文化）学習院女子大学